

NTT ドコモ グリーン調達ガイドライン



2014 年 1 月改訂版

株式会社 NTT ドコモ

◆改定履歴

1999年10月 初版制定	初版制定
2007年4月 改定	<p>主な改定項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. サプライヤ環境保全の取組み 環境マネジメントシステムの第3者認証取得の推奨及び自己構築の場合の環境関連遵守事項5項目(環境方針等)の設定 2. 含有化合物質 JGPSSI(グリーン調達調査共通化協議会)で指定された物質を含有禁止・管理物質とし、RoHS 指令、市場調査等を勘案した適用除外事項の設定
2008年7月 改定	ロゴ、社名表記の変更
2010年5月 改定	「NTTグループ省エネ性能ガイドライン」の引用について追記
2014年1月 改定	<p>主な改定項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「NTTグループ グリーン調達ガイドライン」の記載削除 2. JIG 別表 B に関する記載を削除 3. 2010年5月改定版の以下の表を削除 <ul style="list-style-type: none"> ● 別紙1(表1 JIG 別表 A、表2 JIG 別表 B) ● 別紙2(適用除外) 4. 表1に適用除外を記載(2010年5月版 別紙2の一部記載を残す) 5. 環境関連活動調査票、製品含有化学物質調査回答書は本ガイドラインとは別に定める

1. はじめに

NTTドコモ(以下、ドコモ)は環境への影響を考慮した製品の調達(グリーン調達)を推進します。
NTTドコモ グリーン調達ガイドライン(以下、本ガイドライン)は、グリーン調達に関するドコモの基本的考え方であり、サプライヤの皆さまにお願いする取組み事項や調達する製品に関する環境負荷低減事項等について定めるものです。

2. 基本的な考え方と取組み

ドコモは社会インフラを担う企業として、環境保全を志向する社会システム構築の支援が永続的に取組むべき経営の最重要課題の一つと認識しています。この考えに基づきドコモ地球環境憲章に沿って、事業活動のあらゆる側面で環境保全に配慮し循環型社会実現にむけて行動しております。

資材調達での環境保全に取組むためには、製品の製造、物流、使用、廃棄、リサイクルという製品ライフサイクル全体での環境負荷を低減することが必要と考えております。そのために、サプライヤの皆さまの理解と協力を得てグリーン調達を推進しております。環境保全に配慮したサプライヤさまから、環境に配慮した製品を積極的に調達することを推進しており、地球環境の保全に努めております。

3. 適用範囲

本ガイドラインは、ドコモが調達する電気通信設備及び端末系商品について適用します。

4. 用語の定義

本ガイドラインに用いる用語の定義は、以下の他、JIS Q 14001 / ISO 14001 による。

(1)EMAS

欧州規則に基づく環境監査制度。

(2)JGPSSI(Japan Green Procurement Survey Standardization Initiative)

グリーン調達調査共通化協議会のことであり電気・電気機器メーカーの有志の企業が集まり、部材・材料に含有する化学物質調査の共通化の議論を目的とする。

(3)JIG(Joint Industry Guide)

JGPSSI、EIA(米国電子工業会)等で共同作業により作成・承認された化学物質情報開示に関するガイドライン。

(4)JIG 別表 A

JIG が定めた共通の調査対象化学物質群を掲載しているリスト。

別表 A :国内外の法規制により使用の禁止、使用の制限、報告義務、表示またはその他の規制がある化学物質

(5)KES、エコアクション 21、エコステージ

中小企業等に対して容易に取組める環境マネジメントシステム。

(6)RoHS(Restriction of Hazardous Substances)

EU(欧州連合)が 2006 年 7 月 1 日に施行した有害物質規制。電気電子機器への特定有害物質の含有を禁止するもの。

(7)製品アセスメント

製品の設計段階において、製品が与える環境影響を部品・材料調達、製造、流通、使用、リサイクル、廃棄処理等の各段階で評価し、必要に応じて製品の設計変更を行い、環境への影響の低減を図ること。

(8)特定有害産業廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第2条の4にて規定された廃棄物

5. サプライヤさまの取組みについて

<必須事項>

(1) 環境マネジメントシステムの構築

ISO14001、EMAS、KES、エコアクション 21、エコステージ等の第三者認証を必須とします。自己構築の場合は、第三者認証取得に向けて、以下の5項目が含まれている必要があります。

- ①環境方針
- ②環境目的及び目標
- ③環境管理体制及び環境管理責任者
- ④従業員に対する環境教育
- ⑤環境関連法規の遵守

<要望事項>

(1) グリーン調達・購入の実施

グリーン調達及びグリーン購入を推進する仕組みを構築し、実施していることを要望します。

(2) 情報の公開

環境情報の公開又は第三者の要望に応じて開示できるような仕組みを構築し、実施していることを要望します。

(3) 事業所の環境負荷低減

モーダルシフト・小型化設計・共同配送などのCO2削減及び廃棄物削減・リサイクル、省エネルギー・省資源、再生可能エネルギーの利用推進に取り組むことを要望します。

6. 製品に関する環境負荷低減について

<必須事項>

(1) 含有化学物質の禁止・制限・報告または表示等について

最新のJIG別表Aを参照し、含有化学物質毎に定められた、条約・法・条例等に従って閾値レベルを遵守(使用の禁止、使用の制限、報告または表示等)してください。適用除外については、最新のRoHS指令及び表1で示す適用除外物質とします。また、国内動向等を考慮して、必要に応じ適用除外事項を改訂します。

なお、JIG別表A、RoHS指令に指定されていない化学物質でも、条約・法・条例等で、個別に対象地域や製品などに対して規定されている場合は、それらを遵守してください。

<要望事項>

(1) 製品の環境負荷低減

サプライヤさまは、製品アセスメントを実施して下さい。以下に製品アセスメントを実施する上で、考慮すべき主な項目を示します。また、本項目以外にも、環境に対する影響を低減する設計等を自主的に実施することを要望します。但し、個別製品における環境負荷低減要求は、仕様書の中で必須事項として明示する場合があります。

①材料

①-1 材料の統一

製品に使用する材料の種類は、可能な限り統一すること。特にプラスチック材料の種

類は可能な限り統一すること。

①-2 材料の選定

製品に使用する材料を選定するときは、リサイクルが困難な複合材料等を可能な限り回避し、リサイクルが容易な材料を選定すること。

①-3 有害物質の使用抑制

原則、製品には、特定有害産業廃棄物に指定されている等、特別な廃棄処理が必要な物質や化合物を使用しないこと。これらを使用する場合、サプライヤさまは使用した有害物の名称、使用量を明確にするとともに、ドコモの要請により、使用中の漏洩防止、製品からの分離、輸送、リサイクル及び廃棄処理を説明すること。

②回避すべき加工法

製品に使用するプラスチック材料には、リサイクルを容易にするため、可能な限り以下の処理等を行わないこと。

- ・プラスチック表面の塗装及びメッキ
- ・ラベル等の添付、ただし、ラベルの材質がベースとなるプラスチック材料と同種類で、かつ接着剤を使用すること無しにラベルを接着する場合（溶融など）はその限りではない
- ・強化ガラスなどフィラーの混入

③省資源

③-1 再生材料の使用

製品に使用する材料は、可能な限り再生材料を使用すること。

③-2 減量化

製品は、可能な限り減量化を図ること。

③-3 長寿命化

製品及び交換部品の長寿命化を図ること。

④分解の容易性

製品は可能な限り、再使用可能な部品、再生可能な材料ごとに容易に分解可能な構造とすること。

⑤表示

製品及び部品は、材料名を明記する等、リサイクル及び最適な廃棄処理を実施するために必要な情報を、容易に消えない方法で可能な限り表示すること。なお、製品及び部品に使用するプラスチック材料からなる成形品は、可能な限り JIS K 6899, JIS K 6899-2 及び JIS K 6999 に従った材料名の記号を表示し原則ラベルによる表示は行わないこと。

⑥省エネルギー

製品のエネルギー（電力、化石燃料）消費は、可能な限り少なくする。なお、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に指定されている特定機器は当該法に準じた性能を有することとし「国際エネルギースタープログラム」対象製品はこれに準じた性能を有すること。また、抑制すべき性能は平均消費電力、発熱量、最大消費電力とする。

なお、「NTT グループ省エネ性能ガイドライン」で対象に挙げられている装置類については、同ガイドラインで定める省エネ基準を、原則、満足すること。

⑦梱包材

梱包材は、可能な限り次に示す項目に配慮する。また、梱包材による環境影響を低減するため、製品の構造(設計)にも配慮すること。

⑦-1 構造

梱包材は、繰り返し再使用可能な構造とすること。

⑦-2 材料

梱包材は、再生材料を使用するとともに、使用量を必要最小限にすること。

⑦-3 表示

梱包材は、容易に消えない方法で材料名(プラスチック材料含む)を表示すること。

⑧廃棄処理の容易性

製品(梱包材を含む)が中間処理及び最終処分されるとき、処理施設及び施設の周辺環境等に可能な限り影響をあたえないように配慮して製品を設計すること。

(2) リサイクル・廃棄方法

サプライヤさまは、製品のリサイクル・廃棄方法について手順を作成し、ドコモの要請により、その手順を説明することを要望します。(例: マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル、最終処分方法等)

7. グリーン調達の実運用について

(1) 環境関連活動調査表の提出

サプライヤさまはグリーン調達基準に従った別に定める「環境関連活動調査表」の提出をしていただきます。また記載内容に変更がありましたら、その都度提出してください。

(2) 製品含有化学物質調査について

製品含有化学物質調査については、JGPSSI に基づいた別に定める「製品含有化学物質調査回答書」を提出してください。また記載内容に変更がありましたら、その都度提出してください。

(3) 実地監査について

環境関連活動状況について、必要に応じ実地監査を実施させていただく場合があります。

8. その他

本ガイドラインは、社会状況の変化及び新たな知見等により必要に応じ改訂します。

附則

(施行期日)

2014年1月改訂版ガイドラインは、2014年1月以降適用する。

【問い合わせ先】

株式会社 NTT ドコモ 資材部

TEL 03-5156-1392 FAX 03-5156-0336

表 1

<適用除外>

材料／化学物質群	除外される主な用途
カドミウム／カドミウム化合物	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外用アンテナの取付け金具で溶融亜鉛メッキを施した部分のカドミウム ・ネットワーク・インフラを構成する通信装置のポリ塩化ビニールケーブル及び黄銅材に含まれるカドミウム
鉛／鉛化合物	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク・インフラを構成する通信装置のバッテリー ・屋外用アンテナの取付け金具で溶融亜鉛メッキを施した部分に含まれる鉛 ・ネットワーク・インフラを構成する通信装置のポリ塩化ビニールケーブル及び無電解ニッケルメッキに含まれる鉛

表 1 注意事項

・国内動向を考慮して改定します。